

令和 2 年 5 月 1 日

標茶町立小・中学校の保護者 様

標茶町教育委員会教育長 島 田 哲 男

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の延長について

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに係る特別措置法に基づく休業要請を受けて4月20日～5月6日までの一斉臨時休業期間となっておりますが、北海道における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を継続する必要があるとの判断から、北海道知事と北海道教育委員会から改めて臨時休業期間を延長するよう要請がありました。

標茶町といたしましては要請の趣旨を踏まえ、子どもたちの命と安全を第一に考え集団による感染拡大を防止することが肝要であるとの考えから、次のように臨時休業を行うこととしました。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業の更なる延長となることから、子どもたちのストレスや学習状況等、大変心配であることと思っておりますが、子どもたちの命と安全を守り、感染拡大を防ぐための措置であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間 令和2年5月7日（木）～5月10日（日）

- (1) 5月11日（月）以降の対応については、今後の北海道教育委員会からの通知があり次第、速やかに連絡いたします
- (2) なお、標茶町では児童生徒の健康状態や学習状況の把握を目的として、5月7日（木）～8日（金）の期間に、児童生徒1名につき1回（1時間程度）の登校日を設ける予定です。詳しい内容につきましては、各学校から連絡がございます。

2 臨時休業期間中の留意事項など

- (1) 「うがい・手洗い・咳エチケット」など基本的な感染症対策の継続をお願いします。
- (2) 「毎日の健康観察や検温及び記録化」の継続をお願いします。
- (3) 不要不急の外出を避けるよう心がけてください。やむを得ず外出する際にはマスクを着用してください。
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん」を励行し、規則正しい生活を心がけるとともに、学校から提示された学習課題に計画的に取り組んでください。

なお、不明な点やお問い合わせは教育委員会指導室（485-2111）までお願いいたします。